

青森明の星短期大学  
新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応方針

2022.4.27 制定

1 体調管理等について

- (1) 学生は、健康チェックシートを使用し自己の体調管理を行う。
- (2) 体調不良の場合  
37.5度以上の発熱や息苦しさ、のどの痛み等が認められた場合は、登校・出勤を自粛し医療機関を受診すること。
- (3) ワクチン接種後の副反応による体調不良の場合は、公欠扱いとする。

2 濃厚接触者の対応について

- ① 学内等で陽性判明者と接触があったと考えられる者は、濃厚接触者の特定を学内で行う。  
※接触とは、「至近距離で15分以上会話」「会話を伴う食事」「激しい運動」等
- ② 濃厚接触者と特定した者は、最終接触日から7日間の自宅待機とする。(公欠)
- ③ 最終接触日から4日目、5日目にPCR検査を行い陰性確認が取れた場合は、5日目からの出校を可とする。
- ④ 症状がある場合には速やかに医療機関を受診すること。

青森県では、令和4年3月29日より、事業所等で感染者が発生した場合は、保健所による積極的疫学調査や濃厚接触者の特定・行動制限を実施しないこととした。  
なお家庭内感染の場合は、従来通り保健所によって実施する。

3 陽性が判明した場合等の学内の対応について

新型コロナ対策委員会において審議し、学長が定める。

<基本的な判断基準>

警戒レベル	授業	サークル活動 イベント等	学内立入	県外往来	勤務形態
1 学内での感染が発生していない又は発生しているが感染拡大リスクが低い	感染防止に配慮した 対面授業	可	可	県の方針等を 踏まえ対応	通常勤務
2 複数の感染者が発生するなど、学内での感染拡大リスクが高い	原則、遠隔授業	不可	不可	禁止	在宅勤務 交代勤務
3 学内での感染拡大リスクが極めて高い	全て遠隔授業 又は 全て休講	不可	不可	禁止	在宅勤務